

第3次那珂市総合計画策定方針

0 策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「第2次那珂市総合計画（基本構想：平成30年度～令和9年度、前期基本計画：平成30年度～令和4年度）」、令和5年3月には「後期基本計画（令和5年度～令和9年度）」を策定し、市政運営を進めてきました。

つきましては、令和9年度で現計画の計画期間が終了することから、今後のまちづくりにおける大きな課題である人口減少社会への対応を踏まえ、長期の将来像と総合的なまちづくりの方向性を示す「総合計画」と、具体的な人口減少対策を定める「地方創生に関する総合戦略」を一体化し、令和10年度を初年度とする次期総合計画を策定するものです。

1 基本理念

人口減少が進み、市民の生活や地域経済、行政運営への影響が懸念される中でも、市民一人ひとりが安心して暮らせる持続可能で住みやすく活力あふれるまちづくりを目指します。

2 人口減少時代への対応

基本理念にもあるとおり、少子高齢化の進展を経て人口減少時代へ進んでいく中でも、その影響を把握し、適切な対応を図る必要があります。

- (1) 地域住民の生活への影響と対応
- (2) 地域経済への影響と対応
 - ・担い手不足による農地荒廃の進行
 - ・経済活動の縮小
- (3) 行政運営への影響と対応

3 計画策定の視点

- (1) 市民主体のまちづくり
 - ・市民参加型のワークショップやアンケートを通じた意見反映
- (2) 地域コミュニティの維持
 - ・地域活動や世代間交流の推進による地域の活性化
 - ・地域課題解決に向けた自治組織との協働
- (3) 持続可能な社会基盤の整備
 - ・人口減少、少子高齢化を踏まえた医療・福祉・教育・交通などの生活基盤の維持・強化
 - ・デジタル化・スマートシティ化による行政効率化と生活利便性向上
 - ・子育て・教育・住宅環境などの生活基盤の魅力向上

- ・ 防災力・地域インフラの持続性の確保
- (4) 地域資源の活用と経済活性化
 - ・ 農林水産業、観光資源の磨き上げ、地場産業の振興による地域経済の活力確保
 - ・ 空き家、公共施設等の既存ストックの活用による地域活力の確保
- (5) 将来を見据えた柔軟な計画運営
 - ・ 人口や経済状況の変化に応じた柔軟な計画策定
 - ・ 総合戦略や各個別計画などを包括し、柔軟に対応できる計画

4 計画策定の基本方針

(1) 総合計画と総合戦略の一体化

人口減少が進行する中において、限られた行政資源を最も効果的に活用するため、「長期の将来像を示す総合計画」と「具体的な人口減少対策を定める総合戦略」を一体的に策定し、『人口が減っても暮らしが維持できる』市政運営の方向性を示します。

- ・ 総合計画の基本構想に、総合戦略の人口ビジョンを一体化します。
- ・ 総合計画の基本計画に総合戦略の「基本的な考え方」、「総合戦略の展開方向」、「基本戦略」を一体化します。

(2) 基本計画における市が策定している個別計画・予算との連動

各課で策定している各部門の法定計画を含む個別計画の多くが、有識者の参画により策定、進行管理されている現状を踏まえ、基本計画についてはそれら個別計画を具体的に反映することで、施策・予算との連携の強化を図ります。

- ・ 記載内容の簡素化の検討
- ・ 総合戦略や市の関連する各計画から重点施策を転記
- ・ 総合戦略のK P I（重要業績評価指標）を総合計画の政策指標として整理、指標内容等の見直し

(3) 市民参加の計画づくり

基本構想については、これまでの総合計画策定と同様に、市民ワークショップ、市民アンケート調査等、様々な機会を捉えた市民意見の把握と計画策定における市民参画に取り組み、市民と行政の協働による計画づくりを推進します。

(4) 計画策定の効率化

総合計画と総合戦略の一体的な策定により、移住・子育て・産業など横断的対策の可視化を図るとともに、個別計画との連携も強化することにより策定作業の効率化を図ります。

5 総合計画の内容

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層の構成とします。

(1) 基本構想

本市を取り巻く現状・課題を体系的に整理しながら、市の将来像を掲げ、目標と

する将来像を実現するためのまちづくりの基本理念と施策の大綱を示すものとし、令和10年度を初年度として令和19年度を目標年度とする10か年計画とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる施策大綱に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものとし、また、今日の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間は5年間とし、令和10年度から令和14年度までを前期、令和15年度から令和19年度までを後期とします。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策の方針に基づき、3か年の具体的な実施内容を明らかにするものとします。また、毎年度の事務事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により、事業の進行管理を行います。

(4) 基本構想の構成

①市の将来像とまちづくりの基本理念

第2次那珂市総合計画後期基本計画の

まちづくりの目標「住みよさ+活力あふれるまち」の方向性を継続

②将来人口推計（人口ビジョン）

総合戦略と一体化することとします。

③土地利用構想

第2次那珂市総合計画後期基本計画の方針を基本的に継続することとします。

④施策の大綱・・・施策評価と連動するもの

・第2次那珂市総合計画後期基本計画（6大綱31施策）

・那珂市デジタル田園都市構想総合戦略（4戦略22施策）

※それぞれの施策にKPI（重要業績評価指標）を設定している。

第3次総合計画においては、大綱数を総合戦略の基本戦略程度まで削減し、施策は重複部分を整理、大綱にKGI（重要目標達成指標）を設定し、施策のKPIは最小限とすることを想定しています。

⑤基本構想に係る市民の参画

・市民ワークショップの開催（令和8年度／3回）

・小中学生まちづくり絵画展（令和8年度）

・市民アンケート（令和8年2月実施／施策ごとの現状と今後の取組み）

・中学生アンケート（令和8年度／8年生対象）

・高校生の意識調査

（総合戦略グループインタビュー、連携中枢都市圏アンケートを活用します。）

・子育て世代アンケート（総合戦略アンケートを引用します。）

・パブリックコメント

(4) 基本計画の構成

①記載内容

- ・現状と課題をひとつにまとめます。
- ・成果指標（K P I）は最小限とします。
- ・基本事業ごとの方針を記述する程度にとどめることを想定しています。

②基本事業、主な事務事業の選定

- ・基本的に、総合戦略や市の関連する各計画と整合性を図ります。

「主な事務事業」は、重点的なものを除き、基本的には記載しないことを想定しています。

6 策定体制

(1) 庁議

審議会へ諮問するため、策定委員会で策定した計画案を審議します。

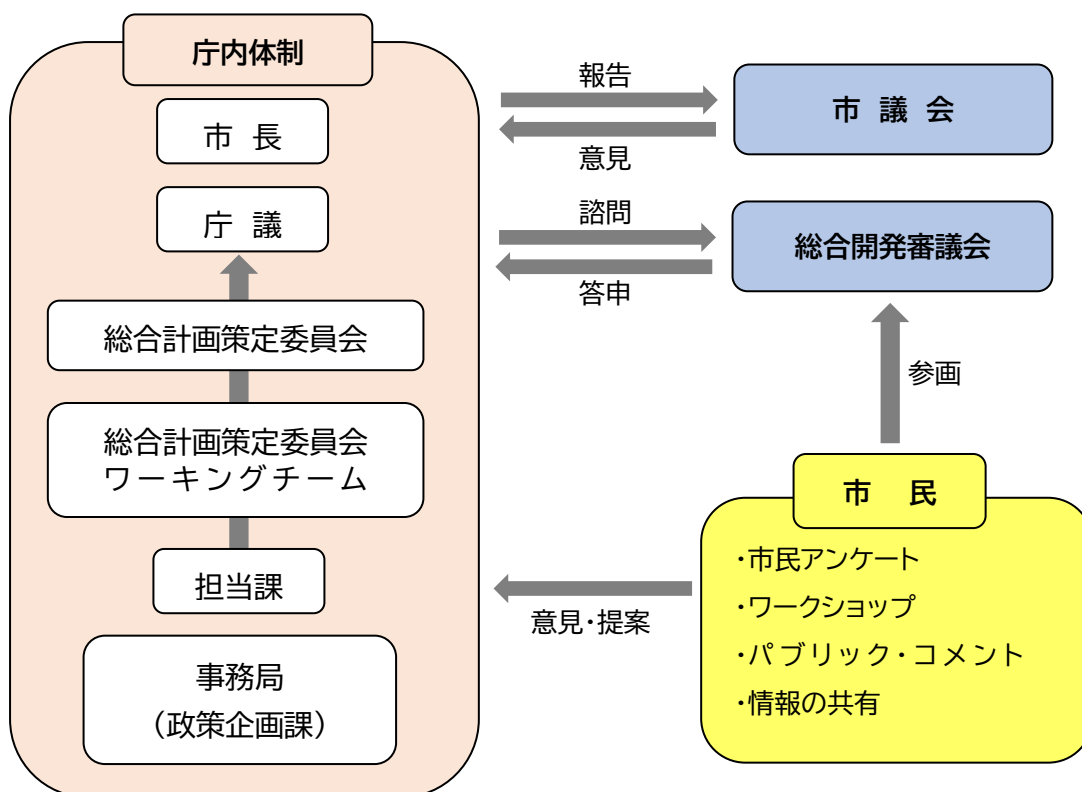
また、審議会の答申に基づく調整を行い、庁内決定を行います。

(2) 総合計画策定委員会

副市長を委員長に、市民と各課室の代表による構成員で組織し、ワーキングチームにおいて作成された計画案の検討を行います。

(3) 総合計画策定委員会ワーキングチーム

課長補佐で組織し、計画立案に関する課題などの整理・検討を行い、基本構想及び基本計画の原案を作成します。

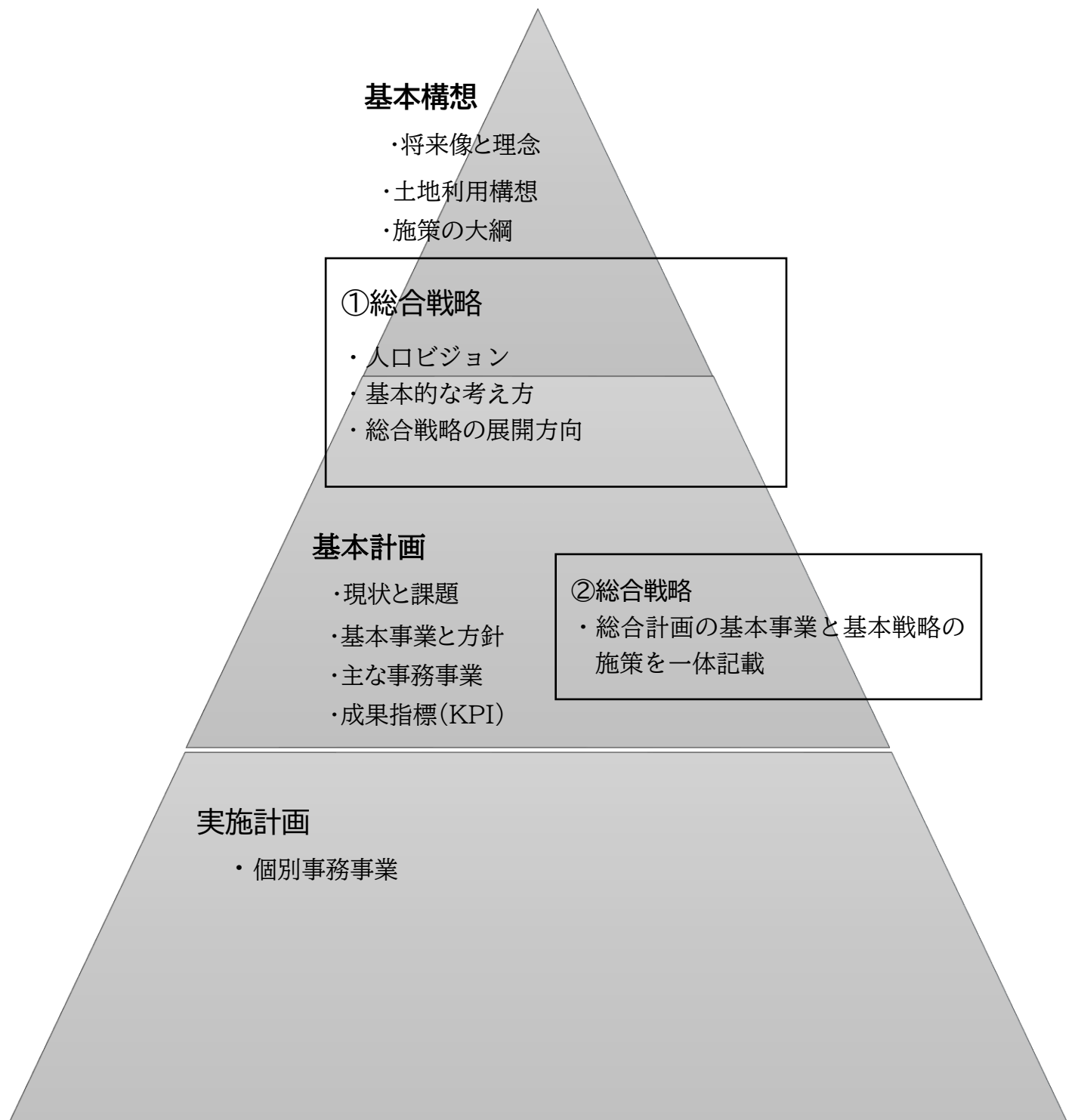


7 策定スケジュール

【資料4－別紙1】「第3次那珂市総合計画 策定年間スケジュール」のとおり

8 参考資料

(1) 計画全体のイメージ

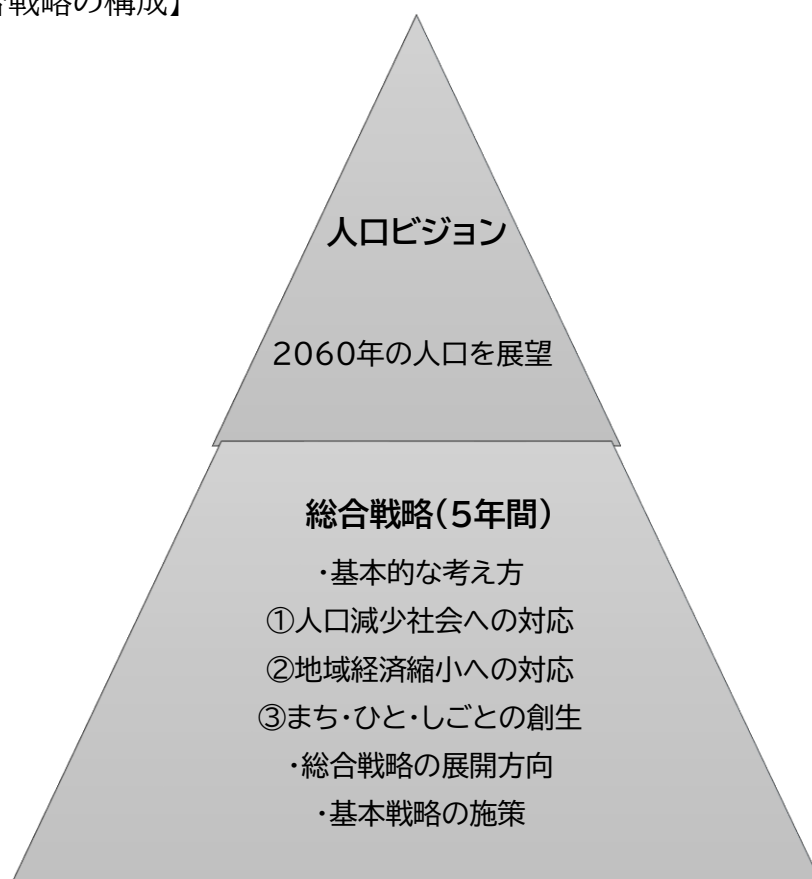


(2) 総合戦略について

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2014年に始まった地方創生の取り組みとして、市町村が策定に努めることとされた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に相当するものです。

那珂市においても平成28年2月に総合戦略を策定し、令和7年4月からは、名称を「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」とし、具体的な人口減少対策を進めてきたところです。

【総合戦略の構成】



那珂市デジタル田園都市構想総合戦略→



他方、国においては、令和7年6月に、今後10年間を見据えた地方創生の方向性を定める「地方創生2.0基本構想」が定められ、それを受けて、12月には国の総合戦略が改定されました。【資料4－別紙2】